

「いじめ防止基本方針」

天理中学校

1. 基本方針

本校の教職員は、本校建学の精神、教育目標に沿い、生徒の保護者・保証人、その他関係者及び関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むと共に、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

2. 基本的施策

- ①学校は、各学年や各部会(生徒指導部・人権教育部・教育相談委員)との連携を密にし、報告、連絡、相談の徹底をはかると共に、いじめに対しての予防につとめる。
- ②日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど継続的な働きかけを行い、いじめを未然に防止するよう取り組む。
- ③「いじめはどこにも起きうるものである」ことを心に置き、教員として日常的な生徒とのかかわりの中で生徒の行動や様子の変化を見つけた時には、クラスの担任や副担任、また学年の教員等とできるだけ情報を共有し合うことを心がける。特に問題行動については、必ず生徒指導部へ報告し迅速に対応すること。
- ④人権教育部が主体となり、各学期に「いじめ」に係るアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、生徒指導部・教育相談と連携し、学年会議を経て、各学年・クラスで問題行動、いじめ、嫌がらせなどの問題に対処する。
- ⑤教育相談体制として、スクールカウンセラーを配置し(火・水曜日)、教育相談担当者と養護教諭が連携して、必要に応じてカウンセリングを行い、生徒や保護者の相談に応じる。
- ⑥インターネットを通じて行われるいじめ等の職員研修を計画的に実施し、教職員の資質向上を図る。
- ⑦いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、「重大事態」として直ぐに学校設置者に報告する。
(当該学校を所轄する奈良県教育振興課へ報告する)

3. 校内組織

校内組織に「いじめ等対策委員会」を設置し、校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、教育相談主任、各学年主任で構成し、必要に応じ、関係教職員、認知に関与した教職員、養護教諭、スクールカウンセラーなどが加わる。

4. その他

個人別生活カードを作成する。

(別紙「県立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱」参照)

※本校のいじめ防止基本方針のチェック、見直し、改善等について

- *生徒指導部会等の関係する分掌において、内容のチェックを行う。
- *見直し、改善等が必要な場合は、職員会議で協議し決定を行う。
- *このチェック、見直し、改善等は3年に一度は必ず実施する。

(令和6年5月1日)